

吸收合併に係る事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項に基づく書面)

タマフードインターナショナル株式会社との合併について

2020 年 9 月 10 日

タマホーム株式会社

2020年9月10日

東京都港区高輪三丁目22番9号
タマホーム株式会社

当社を合併存続会社、タマフードインターナショナル株式会社（東京都港区高輪三丁目22番9号）を合併消滅会社とする合併手続に関する、会社法794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める事項は下記の通りです。

1. 合併契約(会社法794条第1項)

別紙①の通り、2020年9月10日付で、合併契約を締結いたしました。

2. 合併対価の相当性に関する事項

合併消滅会社であるタマフードインターナショナル株式会社の株式は、当社が発行済株式の全てを保有しているため、合併に際して株式の発行及び金銭等の交付は行われません。

3. 新株予約権の定めの相当性に関する事項

タマフードインターナショナル株式会社は、新株予約権を発行していません。

4. 合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等に関する事項

別紙②をご参照ください。

5. 合併消滅会社の重要な後発事象に関する事項

合併消滅会社において、最終事業年度末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

6. 当社の重要な後発事象に関する事象

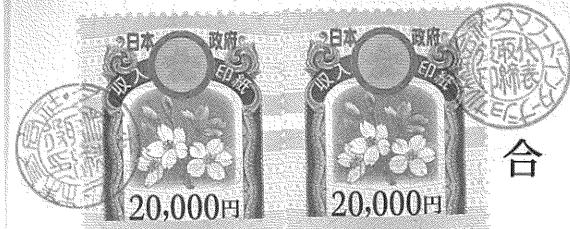
当社において、最終事業年度末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

7. 債務履行の見込みに関する事項

本件吸収合併の効力発生日以後において当社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件吸収合併後の当社の収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従って、本件吸収合併後における当社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

合併契約書





合併契約書

タマホーム株式会社（以下「甲」という）とタマフードインターナショナル株式会社（以下「乙」という）は、会社法第748条および同法第749条に基づき、次の内容のとおり合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

（合併の方法）

- 第1条 甲および乙は、契約当事者として本契約に従い、甲を合併存続会社とし、乙を合併消滅会社として合併（以下「本合併」という）することにつき、甲が乙の発行済株式の全てを所有している特別支配会社であることから、乙においては、会社法第784条に基づく略式合併手続きによるものとし、甲においては、甲の取締役会決議での承認を受けることを停止条件として、同法第748条に定める合併契約を締結するものとする。
- 2 本合併に係る合併存続会社ならびに合併消滅会社の商号および住所は、次の各号に示すとおりである。
 - (1) 合併存続会社（甲）

商号：タマホーム株式会社
住所：東京都港区高輪三丁目22番9号
 - (2) 合併消滅会社（乙）

商号：タマフードインターナショナル株式会社
住所：東京都港区高輪三丁目22番9号

（本合併の効力発生日）

- 第2条 本合併の効力発生日は、2020年11月1日とする（以下「合併効力発生日」という）。ただし、合併手続上の必要性その他の事由により必要のあるときは、各契約当事者間で協議の上、法令および定款に従って適法に変更手続を協力して行うものとする。

（合併に際して発行する株式）

- 第3条 合併存続会社の甲は、合併消滅会社の乙が本日現在までに発行した株式の全てを保有しているため、会社法第785条に基づき合併消滅会社において反対株主の株式買取請求手続きを行う必要もなく、本合併に際して、甲および乙は、新株の発行、発行済株式の交付、株式に代わる金銭等の交付は行わないものとする。

（増加すべき存続会社の資本金等）

- 第4条 合併存続会社の甲は、本合併により、資本金、資本準備金および利益準備金の増加は行わない。ただし、合併効力発生日における合併消滅会社の乙の資産および負債の状態により変更の必要が生じた場合は、契約当事者間で協議の上、本契約

を再度締結の上、適法な本契約の承認を経ることにより、契約当事者は、変更することができるものとする。

(会社財産の引継ぎ)

- 第5条 合併消滅会社の乙は、2020年5月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算（以下「貸借対照表等」という）を基礎とし、これに合併効力発生日に至るまでの増減を加除した一切の資産、負債および権利義務を包括的に合併効力発生日において甲に引継ぎ、甲はこれを継承する。
- 2 合併消滅会社の乙は、2020年5月31日から合併効力発生日に至るまでの間に資産および負債に変動を生じたものについては、別に計算書類を添付してその内容を甲に明示する。

(善管注意義務)

- 第6条 契約当事者の甲および乙は、本契約締結後合併効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもって、それぞれの業務の執行および財産の管理、運営を行うものとし、各社の貸借対照表等に影響が生じる合併差損の計上等、その財産および権利義務に重大な影響を与えるおそれが生じる行為を禁じ、それらの行為を行う際には、予め契約当事者間で協議し、法令および定款に違反しない限り、書面合意の上、これを行うものとする。

(従業員の地位承継)

- 第7条 合併存続会社の甲は、合併消滅会社の乙従業員全員の労働者たる法的地位について、合併効力発生日をもって、甲の従業員として引き継ぐものとする。
- 2 雇用契約が承継される乙の従業員の退職金および勤続年数、労働条件等については、合併消滅会社の乙における基準に基づいて通算されるものとする。なお、他の事項については、甲が各労働契約当事者と協議のうえ具体的な内容を決定し、個別の労働契約等の内容を明示して通知するものとする。

(本契約の承認)

- 第8条 本合併は会社法第796条第2項に定める簡易合併及び同法第784条第1項に定める略式合併の規定により、合併存続会社及び合併消滅会社において本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

(合併条件の変更および本契約の解約)

- 第9条 本契約締結後合併効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、契約当事者の財産状態、経営状態に関して重大な変動が生じたとき、または重大な瑕疵が発見されたときは、契約当事者間で協議の上、本契約における合併条件を変更する申し出を行い、または本契約の解約合意を申し出ることができる。

(本契約の効力)

第10条 本契約は、法令および定款に従った契約当事者の適法な機関決定による承認が得られないとき、または法令に定められた関係官庁の承認が得られないときは、直ちにその効力を失うものとする。

(本契約に定めのない事項)

第11条 本契約に規定のない事項および本契約の規定の解釈に疑義が生じた事項については、本契約の趣旨に従い、甲および乙は契約当事者間で協議の上、当該事項を書面に定めて合意形成するものとする。

以上の本契約が有効に締結されたことを証するため、本契約書1通を作成し、甲乙は記名捺印の上、これを甲が保有し、乙は原本の写しを保有する。

2020年9月10日

(甲) 東京都港区高輪三丁目22番9号
タマホーム株式会社
代表取締役 玉木 伸弥



(乙) 東京都港区高輪三丁目22番9号
タマフードインターナショナル株式会社
代表取締役 佐藤 栄治





第 7 期

事 業 報 告

自 2019年 6月 1日

至 2020年 5月 31日

タマフードインターナショナル株式会社

代表取締役 佐藤 栄治

(添付書類)

事業報告

[2019年6月1日から
2020年5月31日まで]

1. 事業の概要

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、当初個人消費の回復や雇用環境の改善により緩やかな回復基調が続いたものの、消費税増税や台風災害によって消費が弱含みになった中、年明けから新型コロナウィルスの流行が世界的に拡大し、日本においても感染拡大防止のために4月に「緊急事態宣言」が発出され、国民に外出自粛などの徹底を呼びかけ、飲食等特定業種の営業自粛、企業の在宅勤務促進等が行われ、景気は急減速に転じました。

このような状況下の中、当社は、子会社である玉福多國際有限公司(所在地 香港)および孫会社である玉富多(上海)餐飲管理有限公司(所在地 上海)を通じて、中国上海においてレストラン事業を行っておりましたが、赤字経営が継続し、自助努力による経営の立て直しが困難となったため、当該レストラン事業からの撤退を決め、当社子会社および孫会社の清算手続きを進め、完了いたしました。当期における当社は、実質休眠状態にあり、現在も休眠状態が継続しております。

この結果、当事業年度におきましては、売上高 864 千円、経常損失 36,748 千円、当期純損失 36,928 千円となりました。

(2) 対処すべき課題

特段なし。

(3) 資金調達の状況

借入なし。

(4) 設備投資の状況

特に記載すべき事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	第4期 (2017年5月期)	第5期 (2018年5月期)	第6期 (2019年5月期)	第7期(当期) (2020年5月期)
売上高(千円)	45,539	28,251	7,992	864
経常損失(千円)	3,276	11,465	28,087	36,748
当期純損失(千円)	3,456	11,645	28,267	36,928
1株当たり当期純損失(円)	3,456.49	11,645.35	28,267.13	36,928.84
総資産(千円)	1,252,600	1,523,121	1,533,556	1,534,818
純資産(千円)	△11,312	△22,958	△51,225	△88,154
1株当たり純資産額(円)	△11,312.87	△22,958.22	△51,225.35	△88,154.19

2. 会社の概況(2020年5月31日現在)

(1) 主要な事業内容

当社は現在実質休眠中であり、事業を行っておりません（一部コンサルフィーの収入あり）。

(2) 主要な営業所

本社 東京都港区高輪三丁目22番9号

(3) 使用人の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
一名	増減なし	一歳	一年

(注) 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。

(4) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
タマホーム株式会社	1,455,000千円

(5) 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 100,000 株
 ② 発行済株式の総数 1,000 株
 ③ 当事業年度末の株主数 1 名
 ④ 株主の状況

株主名	持株数	持株比率
タマホーム株式会社	1,000 株	100%

(6) 会社役員に関する事項

- ① 取締役及び監査役の状況（2020 年 5 月 31 日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
佐藤 栄治	代表取締役社長	タマファイナンス㈱ 取締役
牛島 肇	取締役	タマホーム㈱ 専務取締役
池部 公紀	取締役	タマホーム㈱ 広告宣伝部長
岡田 政弘	監査役	タマホーム㈱ 経営企画部副部長

- ② 役員報酬等の総額

取締役の報酬等の総額	— 千円
監査役の報酬等の総額	—
合計	— 千円

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2020年5月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 產	1,908	流 動 負 債	167,972
現 金 及 び 預 金	1,888	未 払 金	68
貯 藏 品	1	未 払 費 用	166,005
未 収 消 費 税	18	未 払 法 人 税 等	180
		そ の 他	1,718
		固 定 負 債	1,455,000
		関 係 会 社 長 期 借 入 金	1,455,000
		負 債 合 計	1,622,972
固 定 資 產	1,532,909	(純 資 產 の 部)	
有 形 固 定 資 產	0	株 主 資 本	△88,154
工 具 器 具 備 品	0	資 本 金	50,000
投 資 そ の 他 の 資 產	1,532,909	利 益 剰 余 金	△138,154
関 係 会 社 株 式	1,532,909	繰 越 利 益 剰 余 金	△138,154
資 產 合 計	1,534,818	純 資 產 合 計	△88,154
		負債及び純資産合計	1,534,818

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019 年 6 月 1 日 から)
 (2020 年 5 月 31 日 まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上 高			864
売 上 総 利 益			864
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			1,141
當 業 損 失			277
當 業 外 収 益			
受 取 利 息		0	
そ の 他 営 業 外 収 益		2	2
當 業 外 費 用			
支 払 利 息		36,474	36,474
經 常 損 失			36,748
税 引 前 当 期 純 損 失			36,748
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税			180
当 期 純 損 失			36,928

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年6月1日から)
(2020年5月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計 株主資本合計	
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金				
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金			
前期末残高	50,000	—	—	—	△101,225	△51,225	
当期中の変動額							
当期純損失(△)					△36,928	△36,928	
当期中の変動額 合計	—	—	—	—	△36,928	△36,928	
当期末残高	50,000	—	—	—	△138,154	△88,154	

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

【重要な会計方針】

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

材 料 貯 藏 品………個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工 具 器 具 備 品	4 年
-------------	-----

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

引当金計上なし。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額

工具器具備品	224千円
--------	-------

2. 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	-千円
短期金銭債務	38千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当事業年度の末における発行済株式の数	1,000株
2. 当事業年度の末における自己株式の数	-株
3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する金銭の総額	-千円

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	△88,154円	19銭
1株当たり当期純損失	36,928円	84銭

監 査 報 告 書

私、監査役岡田政弘は、2019年6月1日から2020年5月31日までの第7期事業年度の取締役の会計に関する職務の執行および当該事業年度の計算書類とその附属明細書を監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

なお、当会社の監査役は、当社定款第35条に記載のとおり、監査の範囲が会計に関するものに限定する旨の定款の定めがあり、事業報告とその附属明細書を監査する権限を有しておりません（会社法施行規則第129条第2項）。

1. 監査役の監査の方法およびその内容

監査役は、取締役から会計に関する職務の執行状況を聴取し、会計に関する重要な決裁書類等を閲覧し、当社の取締役から会計に関する職務の執行状況等について、定期的に報告を受け、また隨時説明を求めました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料を調査し、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について、精緻な検討を行いました。

2. 監査の結果

当該事業年度に係る計算書類およびその附属明細書は、会社の財産および損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2020年7月20日

タマフードインターナショナル株式会社

監査役  